**消防計画**

**第１章　総　　　　　　　則**

**（目　的）**

第１条　この計画は　　　　　　　　　　　　の防火管理業務につい

て必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人名安全確保並に被害の

極限防止を図ることを目的とする。

　**（消防計画の適用範囲）**

第２条　この計画は　　　　　　　　　　　　に勤務し又は出入りす

るすべての者に適用するものとする。

　**（防火管理者の権限と業務）**

第３条　防火管理者は　　　　　　　とし、この計画についての一切の

　権限を有し次の業務を行うものとする。

1. 消防計画の検討及び変更。
2. 消火・通報・避難訓練の計画とその実施。
3. 建物等の自主検査（防火設備及び充電器やマテリアルハンドリング機器（以下マテハン）等の電気設備を含む）及び消防用設備等の点検の実施とその指導監督。
4. 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督。
5. 収容物、危険物、指定可燃物の管理状況の把握と指導監督。

　（身近にある危険物を含む製品の例として、消毒用アルコール、ヘア

スプレー、殺虫剤、化粧品、接着剤、除光液、塗料、リチウムイオン

電池等）

1. 収容人員の把握と安全管理。（外国人、託児所利用者等、特に避難に

配慮が必要な人員を把握しておく。短期労働者を含む）

　（７）　管理権原者に対する助言及び報告。

　（８）　防災センター及び管理会社との連絡体制の構築。

　（９）　災害時における消防隊への情報提供

　（１０）　その他防火管理上必要な業務。

　**（消防機関への報告及び連絡）**

第４条　防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び

　連絡を行うものとする。

1. 消防計画及び工事中の消防計画の提出。〔改正の都度〕
2. 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づ

く諸手続き。

1. 間仕切り変更、レイアウト変更、専有部分の変更（転貸含む）がある際は事前に報告する。また、消防用設備等の設置についても事前に協議する。
2. 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請。
3. 消防用設備等の点検結果の報告。
4. その他防火管理について必要な事項。

**第２章　予 防 管 理 対 策**

**（予防管理組織）**

第５条　日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもと

に火元責任者並びに建物、火気使用器具等及び消防用設備等、防火設備、マテ

ハン等の電気設備の点検検査、また、収容物（可燃物、指定可燃物、危険物）

の管理を行う自主点検検査員を別紙１のとおり指定する。

　**（火元責任者の業務）**

第６条　火元責任者は、次の業務を行うものとする。

1. 担当区域内の建物・火気使用設備器具・電気設備等の日常の維持管理。
2. 担当区域内の消防用設備等及び防火設備の維持管理。
3. 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置。
4. 防火管理者の補佐。

**（自主点検検査員の業務）**

第７条　自主点検検査員は次の業務を行うものとする。

1. 自主点検検査員は、消防用設備等及び防火設備について別に定める点検表に基づき点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

　（２）　自主点検検査員は、建物・火気使用設備器具・電気設備・危険物

　　　　施設等について別に定める検査表に基づき検査を実施し、その結果

　　　　を防火管理者に報告するものとする。

　 (３) 自主点検検査員は、収容物について常に把握し、可燃物、指定可燃物、危険物が損する場合は、都度防火管理者に報告するものとする。

　**（自主点検検査の時期）**

第８条　自主点検検査の実施時期は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| **点検実施日** | **実施月日** |
|  | **外観試験** | **機能試験** | **総合試験** |
| **消火設備** | **月　　日** | **月　　日** | **月　　日** |
| **警報設備** | **月　　日** | **月　　日** | **月　　日** |
| **電気設備** | **月　　日** | **月　　日** | **月　　日** |
| **防火設備** | **月　　日** | **月　　日** | **月　　日** |
| **その他の設備** | **月　　日** | **月　　日** | **月　　日** |
| **建築物件** | **月　　日** | **月　　日** | **月　　日** |
| **避難施設** | **月　　日** | **月　　日** | **月　　日** |
| **収容物等** | **※随時把握確認し、可燃物、指定可燃物、危険物等消火及び避難に支障があるものについて、従業員に周知し、有事の際は防災センターへ情報共有出来るようにする。** |

**（点検検査結果の記録及び報告）**

第９条　防火管理者は、自主点検検査の結果を、「防火対象物維持台帳」

　に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、３年に１

　回流山市消防長に報告しなければならない。

**第３章　 火　災　予　防　措　置**

**（防火管理者への連絡事項）**

第１０条　次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連

　絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

1. 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
2. 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
3. 改装・模様替え等を行うとき。
4. その他防火管理上必要な事項。

**（従業員の遵守事項）**

第１１条　　　　　　　　　　　　に勤務するすべての者は、日常業務を

　通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

1. 火災時に防火シャッターが降りることを考慮した避難経路を把握すること。
2. 消火器、屋内消火栓、屋外消火栓の位置を把握すること。
3. 防火シャッター降下位置、避難階段、避難経路（誘導灯の視認障害を含む）、屋内消火栓の警戒経路、消防隊進入口前等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
4. 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずまた物品を置かないようにし、その機能を阻害しないこと。

　（３）　火災を発見した場合は、消防機関（１１９）に通報するとともに

　　　　防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適

　　　　切な行動をとること。

（４）　喫煙は、指定した場所で行うこと。

　**（火気使用時の遵守事項）**

第１２条　火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 厨房内は、常に整理整頓をしておくこと。
2. 火気使用設備器具は、使用前・使用後必ず点検を行い安全を確認

すること。

1. 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けるこ

と。

　（４）　終業時には、吸い殻等を指定場所へ集めること。

**第４章　 自 衛 消 防 活 動 対 策**

**（自衛消防の組織と任務分担）**

第１３条　　　　　　　　　　　　　　　　　の自衛消防組織として防火管理

　者を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を別表２のとおり指定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 係　　 別 | 任　務　内　容 |
| 隊　 　長 | 〇自衛消防隊の各係員に対し、指揮・命令を行うとともに消防隊と密接な連携を図る。〇在館者の状況、避難状況の把握を行う |
| 指　揮　係 | 〇隊長を補佐し指示・命令の伝達にあたる。 |
| 通報連絡係 | 〇消防機関に対する通報及び確認を行う。〇出火の報知及び防災センター及び消防隊への情報の提供にあたる。 |
| 消　火　係① | 〇消火器による消火活動 |
| 消 火　係② | 〇屋内消火栓、屋外消火栓による消火活動 |
| 避難誘導係 | 〇非常口等を開放し避難誘導にあたる |
| 防火設備係 | 〇防火シャッターの作動確認、防火区画の形成を行う |

**（避難について）**

第１４条　防火管理者及び自衛消防隊長は、従業員が有事の際に速やかに避難

できるように次の事項を遵守しなければならない。

1. 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、職員すべてに周知徹底しなければならない。
2. 他のカスタマーを通過する避難経路については、テナント相互に連絡を取りあい、事前に確認するよう努めなければならない。
3. 普段使用しない防火戸（くぐり戸）が避難経路になっている箇所については、特に周知しなければならない。
4. 外国人従業員が就業している際は、避難方向を示す掲示物及び避難誘導に係る放送の多言語化を図らなければならない。
5. 前項に関わらず、視界不良の中でも避難方向が視認できるよう床面にラインテープや塗装などの明示物を施すよう努めなければならない。
6. 託児所など避難行動に支援を必要とする者がいる施設については、従業員が当該利用者に対して避難を補助する訓練・教育を行わなければならない。

**第５章　震　災　対　策**

**（震災予防措置）**

第１５条　防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため

　第２章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うこ

　と。

（１）建物・建物に付随する施設物（看板・窓枠・外壁等）及び陳列物件

　　倒壊・転倒・落下の有無の検査。

1. 火気使用設備器具の転倒・落下防止及び自動消火装置等につい

　　ての作動状況の検査。

**（地震後の安全措置）**

第１６条　各火元責任者は、地震後、建物と火気使用設備器具等の点検・

　検査を行い、防火管理者に報告してその安全を確認後、使用開始する

　こと。

**（震災に備えての準備品）**

第１７条　従業員が多数いることから、震災時の帰宅困難者の発生に備え次　の品目等を備えておくこと。

1. 医薬品
2. 携帯ラジオ
3. 懐中電灯
4. 非常食〔２～３日分〕
5. 飲料水
6. その他必要なもの

　　**（地震時の活動）**

　第１８条　地震時の活動は、第４章によるほか、次の措置を行う。

1. 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
2. 防火管理者は、被害状況を非常放送等により全職員に把握させる

　　とともに必要な事項を指示すること。また、関係防災機関〔消防

署・市役所等〕からの情報を積極的に収集すること。

1. 集結場所は　　　　　　　　　　　　とし、避難場所は

　　　　　　　　　　　　とする。

1. 避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令または自衛消防

　　隊長の命令により行う。

別紙　１

火災予防管理組織編制表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **防火管理者** | **担当区域** | **火元責任者** |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| **自主点検検査別** |  |
| 建物等かき |  |
| 火気使用設備器具 |  |
| 電気設備（配線関係含む）警報設備 |  |
| 警報設備ひなん |  |
| 避難施設 |  |
| 防火設備 |  |
| 収容物の管理（危険物品等の管理） |  |
| 危険物施設 |  |
| その他の設備 |  |
|  |  |
|  |  |

**第６章　防火防災教育及び訓練**

**（防火防災教育の実施時期及びその内容）**

第１９条　防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施年月日 | 内　　容 |
| 全　職　員 | 　　月　　日 | 1.消防計画の周知徹底2.避難経路の周知3.消火設備の操作訓練4.防火設備の操作訓練5.収容物（可燃物、指定可燃物、危険物）についての周知6.震災対策に関する基本事項7.その他火災予防上必要な事項 |
| 　　月　　日 |
| 　　月　　日 |
| 　　月　　日 |
| 　　月　　日 |
| 　　月　　日 |
| 新入職員 | その都度 |

**（訓練の実施時期及びその内容）**

第２０条　防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 実施月日 | 訓　練　内　容 |
| 総合訓練 | 月　　日 | 消防隊及び防災センターと連携した、実火災想定訓練。 |
| 　月　　日 |
| 部分訓練 | 消火訓練 | 　月　　日 | 消火器、屋内消火栓、屋外消火栓の場所の把握及び操作訓練。 |
| 　月　　日 |
| 通報訓練 | 　月　　日 | １１９番通報要領 |
| 　月　　日 |
| 避難訓練 | 　月　　日 | 照明の消灯、防火シャッター閉鎖時の避難訓練、また、普段使用しない屋外階段を使用した避難訓練。 |
| 　月　　日 |

　（催し物の開催）

第２１条　防災センターは、催し物の開催について詳細を把握しなければならない。また、主催者側と避難計画について協議し、避難計画書を提出させなければならない。避難計画書には、以下の事項を記載させ避難経路については、参加者全員に周知しなければならない。

1. 防火管理担当者（氏名　連絡先）
2. 避難経路図（地上まで２方向以上の避難経路を設定）
3. 避難誘導係
4. 参加人員

**（訓練の実施報告）**

第２２条　防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は別添「消防訓

　　練実施届出書」により消防本部に事前に通知するものとする。

　　また、消防隊と合同で実施し、テナント、防災センター、消防隊とで火災発生時の情報収集、伝達要領の確認訓練を行うよう努めなければならない。

　**付　　　則**

この消防計画は、令和　　年　　月　　日から実施する。

別紙　２

**自　衛　消　防　隊　編　成　表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **自衛消防隊長** | **係　　別** | **氏　　名** |
| **防火管理者の氏名** | **指揮係** |  |
|  |
|  |
|  |
| **通報係** |  |
|  |
|  |
|  |
| **消火係①** |  |
|  |
|  |
|  |
| **消火係②** |  |
|  |
|  |
|  |
| **避難誘導係** |  |
|  |
|  |
|  |
| **防火設備係** |  |
|  |
|  |
|  |